

5

10

文化審議会文化財分科会企画調査会とりまとめ(案)
これからの文化財の保存と活用の在り方について(仮題)
(第一次答申(案))

15

11 月 7 日第 13 回企画調査会 ver.

目次

	I. 検討の背景	2
	II. 文化財の保存と活用に関する基本的な考え方	3
5	III. これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策	
	1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化	
	(1) 必要性と対応の方向性	4
	(2) 具体的な方策	5
	2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充	
10	(1) 必要性と対応の方向性	1 2
	(2) 具体的な方策	
	(ア) 個々の文化財の保存活用計画の作成	1 3
	(イ) 所有者とともに文化財の保存・活用を担う主体の位置づけ	1 6
	(ウ) 国宝・重要文化財（美術工芸品）の適切な公開の在り方	1 7
15	(エ) 文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備	1 8
	IV. 地方文化財行政の推進力強化	1 8
	V. その他推進すべき施策	
	(1) 博物館等の役割強化	2 0
	(2) 国際交流や訪日外国人旅行者，障害者への対応	2 0
20	(3) 文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携	2 1
	VI. 中長期的観点から検討すべき課題	2 2
	別添	
	個別の文化財の保存活用計画について（イメージ）	2 3
25	文化財審議会文化財分科会企画調査会の設置について	2 7
	文化財分科会企画調査会委員	2 8
	文化財審議会文化財分科会企画調査会におけるこれまでの審議の経緯	2 9

I. 検討の背景

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産である。今もなお、多くの有形・無形の文化財に触れることができるのは、先人の不断の努力による恩恵であり、国際社会の一員として文化財の保護に係る世界的な動向を踏まえながら、文化財を確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務である。

文化財は、我が国や各地域の歴史や文化を認識させ、魅力あふれる地域づくりの礎となり、コミュニティの活性化に寄与するものである。我が国においては、昭和25年に施行された文化財保護法に基づき有形・無形の文化財の指定や保護措置等が体系的に講じられ、文化財の所有者や保存団体、地域住民等の尽力によって文化財保護の成果が上げられてきた。

一方で、我が国の社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により地域の衰退が懸念されている。これは豊かな伝統や文化の消滅の危機でもあり、文化財は、未指定のものも含め、開発・災害等による消滅の危機のみならず、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機にも頻している。このような厳しい状況の中、これまで価値づけが明確でなかった未指定の文化財も含めて対象にした取組の充実や、文化財継承の担い手を確保し社会全体で支えていく体制づくり等が急務である。

文化財の継承と地域社会の今後の在り方との関係は極めて密接である。今後、多くの人々が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索し、文化財保護制度を、これからの時代を切り拓くにふさわしいものに改めていくことが必要である。

文化審議会文化財分科会は、平成29年5月19日に文部科学大臣から、文化財の確実な継承に向け、未来に先んじて必要な施策を講じるための文化財保護制度の在り方について包括的な検討を求める諮問を受けた（「これからの文化財の保存と活用の在り方について」）。これを踏まえ、同分科会の下に企画調査会が設置され、包括的な検討の最初の課題として、文化財やその取り巻く環境を一体的に捉えた取組と地域振興について、文化財保護法の改正も視野に入れた検討が要請された。その後、企画調査会では、文化財の所有者や地方公共団体に対するヒアリングや、中間まとめについてパブリックコメントを実施するなどして関係者の意見聴取を行うとともに、文化財の保存・活用の担い手を社会全体に広げていくことに特に留意しながら、地域における文化財の保存・活用の推進強化と、個々の文化財の計画的な保存・活用の二点について重点的に検討を進め、●回にわたる議論を経て、この度、最終的なとりまとめを行ったものである。なお、本とりまとめには、地方文化財保護行政の所管に関する点が含まれており、これは教育委員会制度に関する内容であ

ることから、平成 29 年 9 月、中央教育審議会に「地方文化財行政に関する特別部会」が設置され、地方文化財行政に係る地方行政組織の在り方について調査審議された。本調査会では、中央教育審議会での議論も踏まえて検討を進め、とりまとめを行ったところである。

5

II. 文化財の保存と活用に関する基本的な考え方

文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱であると捉えられている。

10 文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、細心の注意が不可欠な脆弱な文化財が存在する一方で、社会の中で適切に活用されなければ継承がままならない文化財も存在し、文化財の種類・性質による違いは軽視できない¹。文化財は一度壊れてしまえば取り返しがつかないものであり、それぞれの特性や脆弱性^{ぜいじやく}についての正しい認識の下に、適切な取扱いがなされる必要がある。

15 また、文化財の保存と活用は、互いに効果を及ぼしあい、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない²。

保存状態が良好でないなど保存が十分でない文化財は修理等なしに活用することは困難であり、保存の措置である修理等の実施は活用の観点からも望まれる。また、文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用はあってはならない。その一方で、文化財を次世代へ継承していく上で、その大切さを多くの人々に伝えていくことが不可欠であり、このため文化財の活用による理解の促進が必要である。このよう

20 に、文化財の保存と活用は、共に、文化財の次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。

今後、文化財の種類や性質に配慮しながら、適切な保存と活用の在り方を整理

25 し、保存を確固とするような活用の在り方を模索していくことが必要である。文化財の活用により、人々は文化財の魅力や価値を享受することができるが、その恩恵

¹ 例えば建造物に関しては、能舞台が現在もその用途で使われるなど、機能・用途が現代に維持されることで、文化財としての価値は一層高まる。既に建設当時の役割を終えて機能・用途を失っている場合も、文化財の本質的な価値の維持を前提とした上で、現代社会の中で適切に機能・用途が与えられ使われ続けることによって、未来に受け継ぐ動機が高まり文化財の保存が強化される。また、例えば美術工芸品に関しては、素材や形状、構造等が極めて脆弱であり、海外の美術館等にある油絵や石像などのように恒常的に展示することは難しい。公開や調査などのために文化財の移動や取扱いの機会が増加することは、文化財の劣化を促進し、き損の危険性を高めることでもあるため、文化財を活用する前提として、保存状態が適切であること、十分な知見を持つ人材や展示施設などといった適切な環境が確保されることが必要である。いずれの文化財も、文化財活用の名の下に文化財を破壊・き損することはあってはならない。

² 文化財の種類・性質により保存活用の在り方は異なるが、ここでは概括的に、文化財の保存とは主に、文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること、文化財の活用とは主に、文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に生かすことと捉えている。

は、現在のみならず将来にわたり各世代の人々が同じように享受すべきものである。次世代、次々世代へと連綿と続く未来の世代が、文化財の魅力や価値を享受し活用できるようにするためにも、計画的な修理・管理など文化財の適切な保存が必要である。

5 また、文化財の継承に欠かすことができないのが、地域住民の存在である。文化財を通じて地域住民がふるさとへの理解を深め、文化財の継承の担い手として様々な活動に主体的に参画することが、文化財と地域社会の維持発展に不可欠である。

10 加えて、今後は、文化財の保存と活用の好循環を創り上げていく視点が重要である。すなわち、文化財を核にした取組を進め、それにより生まれる社会的・経済的な価値を地域の維持発展に役立て、文化財の保存や新たな文化創生へと還元するという視点である。目先の利益は本質ではなく、文化財とそれを育んだ地域の持続的な維持発展のために、文化財の保存と活用そしてその担い手の拡充を考えていくべきである。

15 **Ⅲ. これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策**

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

(1) 必要性と対応の方向性

20 前述のとおり、文化財保護法により多種多様の文化財が守られ継承されてきたが、社会状況の変化等により、文化財の散逸等が深刻であり緊急の課題となっている。特に、これまで価値づけが明確でなかった未指定の文化財や、指定等文化財と一体となっている周辺環境など、貴重な資源が失われつつある。文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的・計画的にその保存・活用に取り組むとともに、次世代への継承のため、地域住民や子供達はその価値に触れられるようにするとともに、まちづくりや地域の活性化などに活かしていくことなどが必要である。

25 このためには、国や都道府県の単位での取組の重要性はもちろん、これに加え、文化財やその所有者に最も身近な行政主体である市町村のレベルで、地域住民と緊密に連携しながら消滅の危機にある文化財を掘り起こし、地域
30 一体で計画的に保存・活用に取り組んでいくことが極めて重要である。

しかしながら、多くの地方公共団体の文化財部局は人手不足の状況にあり、特に市町村においては少人数の職員が、専門性の異なる多種多様の文化財を一手に担っていることも多い。文化財は教育・景観まちづくり・地域振興・地域防災などの文脈でも重要性が高く、これらの行政分野における様々

な期待を踏まえて取り組むためにも、専門的な人材の継続的な配置や資質の向上が不可欠である。

また、文化財部局の適切な体制を整えた上で、文化財の次世代への継承に向け、中長期的な視野に立った計画的な取組の推進が必要である。このため、地方公共団体の総合計画などで整理される当該地域の基本的な施策体系において、文化財に関する取組の重要性を適切に位置づけた上で、その具体的な施策推進の基盤として、文化財に関するマスタープランの策定・推進を制度化することが必要である。また、マスタープランの趣旨を踏まえた公共に資する民間の活動を奨励していくことも重要である。

(2) 具体的な方策

歴史文化基本構想（※1）を、「構想」にとどまらず、関係者がパートナーシップを結び具体的なアクションにつなげる「計画」として発展させ、国・都道府県・市町村間の連携強化のみならず、地域住民や民間団体等の協力も得ながら、地域社会全体で文化財を次世代へ確実に継承していくことが必要である。このため、地方公共団体の計画的な取組の実施を制度化し、国が計画を認定するなどその一定の関与のもと、計画に基づく主体的な取組を行っていくことが必要である。

（※1）平成19年10月30日「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」で提案し、現在策定が進んでいる、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想

○国による指針等の策定等

国は、各地方公共団体において文化財の総合的な保存・活用に関する計画を策定する際の基本的な考え方について、指針等によって示すことが必要である。

また、国は、自立的・持続的な活動が進むよう、各地域における計画的な取組を促進していく必要がある。さらに、計画の策定を担う人材の確保・育成の観点から、学芸員を含む文化財担当職員に対する定期的な研修を実施する必要がある。

○都道府県による大綱的な方針・計画等の策定

都道府県は、都道府県としての文化財の指定等を行い、その保存・活用のための取組を自ら進めているほか、市町村に対し、広域的な観点から、当該市町村の実情に応じて指導・助言・援助を行うなど、積極的な役割を

果たしている。このような状況を踏まえ、都道府県は、国が策定する指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画（以下、「大綱」という。）を策定することができることとし、後述の市町村地域計画（仮称）の策定においても都道府県の大綱を踏まえることが有効である。

都道府県の大綱には、都道府県としての取組の方針、保存・活用のための措置、災害発生時の対応、域内の市町村による計画策定への支援方針（計画未策定市町村に対する支援等を含む）、都道府県の関係部局との連携などを盛り込むことが考えられる。

なお、都道府県は大綱を策定した場合、国や関係市町村に送付してその共有を図ることが適当である。

また、市町村による文化財の総合的な把握（後述）に関しては、域内全体として文化財の把握が着実に進むよう、都道府県が、市町村の取組状況を適切にフォローすることが期待される。例えば、市町村による総合把握の調査結果について情報集約し整理するとともに、総合把握が進まない市町村について都道府県による更なる支援の実施を検討することなどが考えられる。

○市町村による文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定

市町村は、国が示す指針等に基づき、都道府県が大綱を作成している場合には大綱を踏まえつつ、単独で又は他の市町村と共同して、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画（以下、「市町村地域計画（仮称）」という。）を策定することができることとする。その際、地域に所在する文化財（未指定のものを含む。）について、地域住民や研究者等の協力も広く得ながら総合的に調査し把握するものとする。

・市町村地域計画（仮称）への記載事項

市町村地域計画（仮称）の記載事項としては、域内に所在する文化財の把握のための調査の結果と把握した文化財の現状・特性・課題等を整理した上で、当該市町村における計画の位置づけ（当該市町村の総合計画など他の行政計画との関係性）や計画期間、文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財を保存・活用するための基本的な方針、保存・活用のために必要な措置（調査の実施や防災・防犯対策、目録やデータベース等の管理、文化財の修理・整備等、所有者への支援、学校教育・社会教育との連携、普及啓発、地域振興等への活用方策など）、教育・景観まちづく

り・地域振興・地域防災など文化財と関連の深い分野との連携，災害発生時の対応方針，計画の推進体制や人材育成，博物館等との連携などが考えられる。

5 なお，計画に記載すべき事項は引き続き整理した上で，国の指針等において示すことが適当である。

・市町村内に所在する文化財の把握及び対象となる文化財

市町村地域計画（仮称）の策定は，域内の文化財の総合的な把握を通じて見えてきた課題等を踏まえて行うことが重要である。

10 その際，美術工芸品など所在地の変更が生じうる文化財については，基本的には所在する市町村における計画の対象となる。無形文化財や天然記念物のように地域が必ずしも指定されていない文化財も，当該文化財との関連の深い地域において，それぞれの特性や実情によって計画に積極的に位置づけられることが期待される。また，博物館等の収蔵機関が収蔵する
15 文化財も，基本的には収蔵機関が所在する市町村における計画の対象となり，当該機関とも円滑に連携して計画が策定されることが望まれる。いずれにしても，それぞれの状況に応じて効果的・弾力的に取り組むことが重要である。

・市町村地域計画（仮称）の計画期間と定期的な評価・見直し

20 市町村地域計画（仮称）の計画期間は，文化財の保存・活用に係る取組について，例えばP D C Aサイクルを機能させることを踏まえれば，概ね5～10年程度など，中長期的なものとするのが適切であると考えられるが，地域の実情に応じて設定することが望ましい。

25 また，計画期間中においても，その内容について，定期的に評価・見直しを図ることが必要である。なお，計画策定時に計画期間を超えて継続する内容と定期的な更新を要する内容とを区分するなどの工夫をしておくことが有効である。

これらについては，国の指針等の中でも考え方を整理する必要がある。

・市町村地域計画（仮称）の策定手続

30 市町村地域計画（仮称）の策定時点から関係者が認識を共有し，一体となって取り組むことが必要であることから，市町村は，計画の策定・変更に関する協議や計画実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することが適当である。協議会には，当該市町村の関係部局，都道府県，文化財
35

所有者，地域住民，NPO等の民間団体，商工会，観光関係団体，学識経験者などの関係者が構成員となることが想定される。その際市町村の関係部局としては，文化財担当のみならず，教育や景観まちづくり，地域振興の担当なども参加することが適当である。

5 また，計画に個別の文化財に係る具体的な措置を盛り込む場合には，当該文化財の所有者や保存会等との調整が必要であるほか，地域住民の声も適切に反映することが望ましい。

10 加えて，専門的・技術的な判断等を担保するため，文化財保護法に規定されている地方文化財保護審議会の関与が必須である。地方文化財保護審議会は，条例に基づいて文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議する役割を有しており，計画の策定・変更に際しては，地方文化財保護審議会へ諮問し意見聴取することとすることが適当である。

・総合的に把握された文化財の価値づけ

15 市町村により総合的に把握された文化財については，国・都道府県・市町村がそれぞれの役割に応じて適切に価値づけし，その保存・活用を図ることが必要である。把握した文化財のうち重要なものを国指定や条例に基づき地方指定するほか，指定文化財以外の文化財については，その全部又は一部を登録文化財とすることが考えられる。

20 なお，現時点で明確な価値づけが困難な場合も，把握された文化財が地域の大切な宝として認識され，社会の中で活かしながら継承されていくよう，地域の実情に応じて取り組んでいくことが重要である。

・国による市町村地域計画（仮称）の認定等

25 市町村は，都道府県を經由して国に市町村地域計画（仮称）の認定を申請することができ，国は，一定の要件を満たす計画を認定する仕組みを設けることが適当である。この認定の要件としては，計画の実施が地域における文化財の総合的な保存・活用に寄与することや，当該計画が円滑かつ確実に実施されるものであることなどが考えられ，国の指針等にも沿った内容となっているかを確認して認定することが適当である。

30 また，計画に基づく取組の実施状況に関して国が報告を求めることができるようにするとともに，計画期間中に要件に適合しなくなった場合は認定の取消もできることとするなど，国が適切にフォローする仕組みとすることが適当である。

35

・市町村地域計画（仮称）が認定された場合の制度上の効果

市町村地域計画（仮称）が認定された場合、計画に基づき着実かつ円滑
に取組が推進されるよう、計画が認定された場合の制度上の効果として、
以下の2つの措置が考えられる。

5

①国に対する登録の提案

登録文化財の制度は、届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護
措置で指定制度を補完する位置づけであるが、社会的評価を受ける間もな
く消滅の危機に晒^{さら}されている多種多様の文化財を後世に幅広く継承するた
めに制度化されたものである。今回の制度見直しでも、市町村地域計画
（仮称）において総合把握された文化財の保存・活用のための措置が必要
な場合、指定制度にあわせて、登録件数の特に多い建造物以外の分野も含
め、登録文化財制度のより一層の活用が有効と考えられる。

10

15

このため、計画を認定された市町村は、当該計画に記載された未指定文
化財のうち、地方指定を行うものを除き、国に対し、登録文化財とすべき
旨を提案できることとする。

20

なお、現行制度上、国の登録時にはあらかじめ関係地方公共団体の意見
聴取が必要³であるが、提案を受けて登録する物件にはこれを不要とし、円
滑な事務の推進が図られることが望まれる。また、提案した市町村は、国
による登録後も、市町村指定の検討を含め、当該文化財の保存・活用に積
極的に関与していくことが重要である。

②必要な事務体制のある一般市・町村への手挙げ式の権限移譲（国指定等
文化財関係）

25

国の認定を受けた市町村地域計画（仮称）の実施に当たっては、当該市
町村が主体的に取組を進めやすい環境の整備が望まれることから、国の権
限の地方への移譲を更に推し進めることが考えられる。その一方で、文化
財に係る事務は専門的・技術的判断を伴うものであり、市町村における専
門性をもった人材の不足等の課題もある。このため、移譲した場合の事務
の適切な執行や必要な体制の確保、移譲に関する市町村の意向などを踏ま
えた仕組みとする必要がある。

30

（権限移譲の内容）

³ 登録文化財の登録に当たって、文部科学大臣は、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聴くもの
とされている（文化財保護法第57条第2項（第90条第2項及び第132条第2項で準用）。こ
れは、地方公共団体による指定・登録の有無等を確認し、重複を避ける趣旨などによるものであ
る。

現在、国指定文化財に係る文化庁長官の権限の一部（後述の「参考」を参照）が、事務の性質に応じて地方公共団体に移譲されている。市への移譲については、指定都市・中核市までの移譲や全ての市までの移譲などと事務の性質に応じて分かれているが、町村には移譲されていない。このような仕組みは、地方公共団体の事務体制に配慮したものであるが、大規模な市町村でなくとも、文化財保護に手厚く取り組んでいる地域もある。このため、計画を認定された市町村における事務体制が整備されていることを条件に、現在は権限の移譲先となっていない市町村にも、当該市町村の意思により移譲先として追加するが適当である（手挙げ式の権限移譲）。

（移譲できる権限の範囲）

文化財に係る専門的・技術的判断の必要性を踏まえ、移譲の対象範囲は、現在も「市」ないしは「中核市」まで移譲されている以下の事項とする。これにより新たに移譲が可能となるのは、「一般市」ないしは「町村」となる。

移譲された事務については、既に移譲されている事務と同様に国の基準等に基づいて運用されることとし、判断に迷う場合の事前相談の徹底など、国や都道府県との緊密な連携が必要である。また、移譲する場合の要件については、計画の申請の時点で当該計画に専門的職員の確保及び研修受講等に関する記載を求めることなどが考えられ、国の指針等の中でそのことを明記しておくことが必要である。

（参考：現在、市に移譲されている主な事務）

○現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可・その取消し・行為の停止命令（重大な現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を除く。）

・重要文化財建造物と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等（中核市まで）

・金属・石又は土で作られた重要文化財の型取り（中核市まで）

・史跡名勝天然記念物の現状変更等のうち重大でないものであって行為の内容が定型的であるもの（具体的な内容は文化財保護法施行令において限定列举）（全ての市まで）

○重要文化財の所有者以外の者による公開の許可（中核市まで）

・民間の推進主体となる団体の位置づけ

文化財については、これまでも、所有者や所有者を支える地域住民・文化財保存会など、多様な主体により継承が行われてきた。市町村地域計画（仮称）の実現に向けても、行政だけで完結するのではなく、各地域で活動する多様な民間団体が共に計画の推進主体となり、地域が一体となって取り組んでいくことが大変有効である。このため、地域の文化財の調査研究、保存・

活用などに係る民間の活動を積極的に位置づけた上で、民間と公共が、地域の目標や大きなビジョンを共有し、相互に補完しながら協働して取り組めるよう、市町村が、計画の趣旨に沿って活動する団体とパートナーシップを結ぶことができる仕組みを設けることが適切である。

5 **(基本的な枠組み)**

団体を指定する主体は、市町村地域計画（仮称）の策定主体である市町村とし、当該計画において、団体の指定の方針などを明らかにし、自らの活動方針が合致すると考えた団体が市町村に指定を求める。市町村は、団体の事業実績や今後の事業計画等を確認して、計画期間中の中長期にわたって連携が可能かどうか等を判断して団体を指定する。この際、一つの市町村が、複数の団体指定を行うことも可能とする必要がある。

ここでいう団体とは、NPO 法人、一般社団・財団、公益社団・財団、大学、文化財の保存及び活用の推進を図る活動を行う会社などの法人や、文化財の保存会、研究者のネットワーク組織等が想定される。

15 **(団体の業務内容と市町村への業務報告等)**

団体の業務内容は、市町村地域計画（仮称）に記載された文化財の保存・活用のための措置に合致する業務であり、その内容は地域の計画に応じて異なるものであるが、所有者等からの文化財管理・修理等の相談、地域の文化財の総合的な保存・活用に関する事業の実施や事業への参加、自ら文化財を取得した上での管理、調査研究の実施などが想定される。

また、文化財の保存に懸念が生じることのないよう、団体の指定主体である市町村が業務の報告聴取や改善などの指導、指定の取消しなどができる仕組みとすることが必要である。さらに、国や都道府県も団体への情報提供や指導助言ができることとすることが有効である。

25 **(団体との連携の枠組み)**

団体との円滑な連携のため、市町村の判断により、前述の協議会の構成員に当該団体を加えることがありうる。また、団体がその活動を進める中で、散逸の懸念のある史料や経済的な理由などから解体されそうな建造物を発見した場合などに、市町村に対し、市町村地域計画（仮称）の枠組みの中に当該物件を文化財として加えることや必要な措置を講じることに ついて、具体的な提案ができるようにすることも考えられる。

○景観法等の他法令も活用した面的な保存・活用

建造物や史跡などのより適切な保存・活用を図る観点から、文化財の周辺 35 の環境についても当該文化財の必要不可欠な要素として捉え、保全する重要性が高まっている。

文化財周辺の景観等について、景観法に基づき景観計画上でも位置づけるなど、まちづくり行政と並行して文化財の保存・活用が推進されるように整合を図る必要がある。

5 **○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）における歴史的風致維持向上計画との連携**

10 有形・無形の文化財のある地域において、市街地の良好な環境を維持・向上させる計画としては、歴史的風致維持向上計画がある。文化財のマスタープランである市町村地域計画（仮称）と歴史的風致維持向上計画の整合を図り、連動させて取り組むことにより、大きな効果が期待される。現在でも、
15 歴史的風致維持向上計画の策定に当たって歴史文化基本構想の策定を推奨しているが、今後より緊密な連携を呼びかけていくべきである。国は、両計画の目的や役割を整理して示すなど、双方の計画の連携が円滑になるよう特に配慮する必要がある。

2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充

(1) 必要性と対応の方向性

20 文化財の保護を図る上で、現行制度における文化財の指定・選定・登録の仕組みと修理等の取組は極めて有効に機能してきたところである。引き続きその充実を図りつつ、文化財の保存・活用を更に推し進め、次世代へ確実に継承するため、「1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化」の方向性も踏まえながら、個々の文化財のレベルでも改めて制度的な見直しについて検討することが必要である。

25 これは、地方公共団体において計画的な取組を適切に推進する上で、一つの文化財のレベルでの保存・活用の取組が重要な要素となるためである。また、全ての地方公共団体において大綱・計画策定の意義があるものの、地方の文化財行政の体制などの課題等を踏まえ、速やかに策定することが困難な地域も予想され、そのような地域においても文化財の継承が適切に行われる仕組みづくりが必要である。

30 まず、それぞれの文化財ごとに保存・活用の考え方や保存・活用のために必要となる事項等を明確にし、所有者等（所有者、管理団体、保持者・保持団体、保護団体等）の維持・管理・活用・伝承等の自主性や的確性を向上させることが必要である。このとき、一口に文化財といってもその様態は多種多様であることから、適切な保存・活用の在り方は、文化財の種類や性質に
35 応じて異なることに留意しなければならない。また、保存状態が良好でない

など、文化財の現況によっては活用に不向きな場合もある。個々の文化財の特質に応じ、適切な周期での修理等を含め、保存・活用のために必要となる事項等を整理することが必要である。

5 また、文化財は、人々によって守られ継承されていくことによっても、その価値が向上するものであるため、過去の修理履歴などが記録され、所有者が変わってもそれらの記録が引き継がれていくことが望まれる。

10 加えて、文化財の保存や活用の担い手を広げるための措置も検討することが必要である。文化財保護法では、文化財の管理・修理・公開は基本的には所有者等に委ねられている。担い手の不足や高齢化などにより、今後、維持管理が不十分となったり、継承が困難な文化財がますます増えることが懸念されるため、所有者等とともに文化財の保存・活用を支える、ノウハウを持った支援者の層を形成して継承を確実なものとしていくことが必要である。

(2) 具体的な方策

15 (ア) 個々の文化財の保存活用計画の作成

20 個々の文化財について、保存・活用の考え方を明確化し、その確実な継承を図るため、現在も国が指定する重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物で作成を推奨している「保存活用計画」の作成を一層促進することが必要である。このため、保存活用計画を制度上明確に位置づけ、国による計画の認定や地方公共団体による計画作成への支援等を明確にした上で、所有者等の主体的・計画的な取組を推進することが必要である。

○保存活用計画の作成のねらい

25 保存活用計画作成による効果としては、保存・活用の考え方や所有者等が主体的に取り組む範囲が明確となること、文化財の保存・管理の的確性が向上し、必要な諸手続などがわかりやすくなること、保存・活用のために必要な事項等が所有者等のみならず地域・行政にとっても目に見える形となり、支援強化が期待できることなどが考えられる。

30 ○基本的な枠組み

保存活用計画の作成主体は、有形の文化財については所有者及び管理団体、無形の文化財については保持者・保持団体や保護団体・地方公共団体を想定している。

35 保存活用計画の記載事項としては、文化財の現状（所在地・所有者等・保存状況や伝承者育成の状況等）、保存管理上の留意事項や修理・活用の方

針，保存継承の方針などが考えられ，文化財類型ごとの特性を踏まえて整理することが必要である。

また，計画の内容については，国がその適切性を確認し，認定する仕組みを設けることが適当である。

5 加えて，計画を円滑に作成することができるよう，国は，指針等を策定して原則的な考え方を示すとともに，個々の計画の作成への指導・助言に当たることが必要である。

○計画作成の支援の枠組み

10 保存活用計画には専門的・技術的な内容が含まれ，所有者だけでは作成が困難な場合も想定される。国が指導・助言することはもちろんであるが，先行して実施されている重要文化財建造物等の保存活用計画の場合においても，その作成の際に所有者の意向を踏まえて地方公共団体が作成事務を強力に支援していることを踏まえ，制度化後も同様に文化財が所在する地方公共団体が支援し，必要に応じそれぞれの文化財分野の有識者とも連携することが必要である⁴。

15 また，後述のとおり，管理責任者が所有者に対し保存活用計画の作成・変更の提案ができることとする。

○対象とする文化財類型

20 国が指定等を行う重要文化財（建造物及び美術工芸品），重要有形・無形民俗文化財，重要無形文化財，史跡名勝天然記念物及び登録文化財を対象とする。

25 なお，地方公共団体が指定する文化財については，それぞれの実情に応じて取り組むことが有効と考えられる。

○認定計画に基づく取組に関する法制上の措置

30 文化財保護法では有形の文化財について，特定の行為への制限を設け，当該行為については個別に許可・届出を要することとしている。文化財の修理・整備時や文化財の普及啓発を行う際に，このような各種制限との関係が生じうるため，保存活用計画に記載される事項の中には各種手続きを要するものが含まれる場合が多く想定される。

⁴ 美術工芸品については，原則，所有者の住所地の地方公共団体が支援者となるが，文化財の所在地の地方公共団体が支援者となることも想定される。なお，現行の保護法上の諸手続きと同様，保存活用計画作成後は所有者及び所在地の双方の地方公共団体に共有する。また，博物館等の職員も支援者となりうる

5 計画の認定プロセスにおいて国はその内容の適切性を確認することとなるため、計画の中で、今後の保存・活用の方針の記載にとどまらず、予定される行為について、具体的に、行為の内容や区域・区分等が特定されて記載されている場合、当該行為については、計画認定後に個別に要することとしている諸手続きを弾力化することが適当である。

具体的な弾力化の内容は、文化財類型によって許可や届出を要する事項が異なるため、類型別に整理することとする。

○文化財類型を横断する共通的な留意点等

10 文化財類型を横断する共通的な留意点として、まず、保存活用計画を作成する単位が上げられる。基本的には、文化財指定一件当たり一計画とすることとなるが、同一の所有者が複数の文化財を所有している場合は、全体を一つにまとめることを可能とするとともに、重複指定された文化財の場合は、全体としての整合を図るため一つの計画として整理することが考
15 えられる。

また、所有者が変更した場合の計画の承継については、所有者変更に伴い管理環境の変動や保存・活用の方針の変更等も予想され、新所有者において保存活用計画をそのまま承継するか見直しをするかといった点も含めて検討する必要がある。その際、長期的・継続的な取組のためには、できる限り、計画を承継しやすいような仕組みとすることが有効である。
20

なお、長期にわたる公開・活用が保存活用計画上で明確となっているものは、個人所有の文化財であっても、公共の財産としての性質を強く併せ持つこととなる。そのような計画的取組が相続後も承継されるよう、計画期間中の相続税について配慮するなど、制度設計と併せて検討すべきである。
25

○類型別の保存活用計画に関する方向性

保存活用計画の作成主体や計画期間の考え方、計画記載事項、国の認定の必要性・計画認定による制度上の効果について、類型別に整理を行った
30 (別添)。

登録文化財については、基本的には指定文化財の考え方と同様としつつ、指定制度と異なり許可事項はないことから、届出事項等について弾力化を図る。

また、無形の文化財については、有形の文化財と異なる点も多く、計画
35 の名称や作成の考え方などについて、その特性に配慮する必要がある。

加えて、今後、国においては、認定の基準や計画記載事項等について引き続き詳細を検討し、指針等の中でもわかりやすく考え方を示すことが求められる。

5 ○重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観

重要伝統的建造物群保存地区及び重要文化的景観については、市町村が条例等において区域等を設定し、国に選定の申出を行い、国が重要なものを選定する仕組みである。国に選定の申出を行う際には保存計画が必要であり、計画的な取組は既に制度化されている。保存計画も含めて申出の際に必要書類を確認して国が選定する仕組みであり、今回他の文化財類型で制度化する仕組みとは異なる。

このため、引き続き、現在の制度を存続させることが適当である。ただし、計画の名称については、現行制度では「保存計画」とされているが、実際は保存と活用を一体的に捉え、バランス良く記載されている例が多いことから、他の文化財類型における計画の名称と同様に「保存活用計画」とすることとする。

(イ)所有者とともに文化財の保存・活用を担う主体の位置づけ

文化財は、その日常的な管理の負担が大きく、所有者等の不断の努力により維持されているものの、資金や人員の側面から十分な管理が難しい場合や、公開など活用には手が回らないという場合もある。個人が所有する不動産の文化財など、所有者だけでは維持管理しきれなくなるなどして地域で眠っている文化財について、価値を再発見し、その魅力発信や支援者の形成などに取り組むことが有効である。

文化財はその保存と活用に専門的な知見を必要とするものであり、所有者が全ての責務を担う形式だけでなく、外部の専門的な人材との連携を円滑化して保存・活用のための取組を活性化することもできるような仕組みが必要である。文化財の所有者からは、建造物を中心に、所有者だけでは不足しがちな活用のノウハウを補足したり、所有者が遠隔地にいる場合にも維持管理や公開活用を任せたりできる人材を求める声があがっている。また、地方公共団体からは、所有者だけでは様々な事情により維持が困難となる場合もあるが、所有者が民間団体と連携して所有し続けられるような支援体制の検討をしてほしいとの声があがっている。

現行制度においては、所有者が海外に一定期間滞在する場合のように一時的に文化財の所在地を離れるなど特別の事情がある場合に、その管理の

責を、自己に代わって第三者に委ねる「管理責任者」の仕組みがあり、管理責任者が選任されている場合は、文化庁長官からの勧告等に対する文化財保護法上の対応責任は所有者から管理責任者に移ることとなっている。しかしながら、本制度の活用実績は多いとは言えないのが現状である。これは、管理責任者が、清掃や保守点検などの日常的な管理を超える部分に

どのように携われるかが不明確であり、管理の責を担う役割の重さと業務範囲との均衡を取るのが難しいこと、選任対象（自然人に限定）や選任要件が限定的であることなどが背景と考えられる。

このため、管理責任者制度について、現行制度のような限定的な場面でのみ活用するのではなく、当該文化財の保存や活用に関し所有者を積極的にサポートするという役割を持たせるなど、より使いやすく実効性のある制度とすることが必要である。新たな管理責任者は、所有者の意向に応じて、管理の責任を負うのみならず、文化財の保存及び活用の全体を通して所有者を支援することができることとし、対象も自然人に限定しない形とすべきである。

また、今回制度化を提案している保存活用計画は、その主要内容に文化財の管理が含まれるため、管理責任者が、所有者に対して保存活用計画の作成や変更について提案ができることとするなど、管理責任者の側からも積極的に保存活用計画に関われる権能を付与することが適当である。

(ウ) 国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な公開の在り方

※現在、美工品WGにおいて検討中

材質が脆弱^{ぜいじやく}なものが多い美術工芸品については、平成8年に「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」⁵を策定し、国指定文化財の公開日数や移動回数などを示し、これに基づき適切な取扱いを行うことが望ましいとしてきたが、展示設備等の技術的な進歩や公開ニーズの多様化などを踏まえ、よりきめ細かな取扱いとすることが望ましいと考えられる。例えば、保存状態に問題がない場合、石、土、一部金属品等については、公開日数の上限を延長することや、公開日数を目安とした上で個別対応において専門的な助言を得ながら更に延長することがあり得ることを明確にすることが考えられる。ただし、き損^{きそん}の程度が著しく、抜本的な修理が行われていないもの、材質が極めて脆弱^{ぜいじやく}であるものや移動によるき損等の危険性

⁵ き損の程度が著しいものは、抜本的な修理が行われるまで公開をしないこと、その他、原則として公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内、たい色や材質の劣化の危険性が高いものの公開日数は延べ30日以内、公開のための移動は原則として年間2回以内とされている。

5 が極めて高く、移動が困難な状態にあるもの、たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、これまでの原則も踏まえた対応を基に検討する必要がある。今後、保存科学に関する研究成果等を総合的に勘案し、材質、形状、保存状態に応じた取扱いを十分注意した上で、個々の国指定文化財の公開の在り方について具体的に検討することが必要である。その際、文化財の本質的な価値の維持を大前提とし、文化財を公開することは文化財に負荷をかけていることを踏まえ適切に対応する必要がある。

(エ)文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備

10 文化財の保存と活用を両立させるために、文化財所有者・管理団体、美術館・博物館などの関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センターが不可欠である。特に、学芸員や保存科学等の専門家が全国的に十分に配置されていない状況においては、文化財の活用に当たり必要不可欠である文化財の取扱いや保存修理等の知識・技能、文化財の保存科学等について、専門職員が、一元的に相談できる機能があることが期待される。

15 また、まとまって観ることのない国宝・重要文化財について、鑑賞機会の少ない地域や海外での展覧促進、地域の企画に対する助言や共同実施、文化財のアーカイブ化等を通じて、国内外の人々が我が国の文化財に接する機会を拡大するような役割・機能を果たすことが期待される。

20 このため、専門的な見地から機動的に相談に対応できる機能の整備について検討する必要がある。

IV. 地方文化財行政の推進力強化

(地方公共団体の文化財に係る体制の充実)

25 地方公共団体において、これまで述べてきたような取組を推進し、地方文化財行政の一層の進展を図っていくためには、文化財担当職員等の人材確保や資質向上により、地方公共団体の推進体制の充実を図ることが不可欠である。

人材確保については、例えば、行政の主体性向上を実効的なものとするため、地方公共団体の文化財部局への専門的職員の配置を促進することが必要である。

30 また、都道府県教育委員会に置くことができる「文化財保護指導委員」（文化財保護法第191条）については、配置の対象を市町村にも拡大したり、適切な保存・活用のために、より積極的な役割を担う運用を行ったりすることなどが考えられる。

(地方文化財保護行政の所管)

現在、地方公共団体における文化財保護に関する事務については教育委員会が管理・執行することとされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条）。ただし、教育委員会と首長の協議により、教育委員会が所管する事務の一部を、首長部局に委任もしくは補助執行させることができることとされているため（地方自治法第180条の7）、この仕組みを活用して、教育委員会外に文化財担当部局を設置している地域もある。文化財を除く文化に関する事務は平成19年の制度改正により首長部局に移管が可能となったが、文化財保護に関する事務についても、地方公共団体の判断により移管ができる仕組みとしてほしいとの声が地方公共団体から上がっている。

今後、都道府県や市町村が地域に所在する文化財に関して計画的な取組を進めていくなど、地方文化財行政を更に強化していくに当たり、芸術文化分野を含む文化行政全体としての一体性を確保したり、景観・まちづくり行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れ総合的・一体的な取組を可能とすることが重要となると考えられる。このため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような仕組みとすべきかどうかについて検討を行った。

文化財保護の所管に関しては、これまでも教育委員会制度全体の見直しの中で議論があったところであり、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」で整理されたとおり、文化財保護に関する事務の管理・執行において担保すべき観点（専門的・技術的判断の確保等の4つの要請）を十分に勘案することが必要である⁶。このことを踏まえ、今後とも、文化財保護に関する事務を教育委員会が所管することを基本とすべきである。

しかしながら、文化行政全体としての一体性や、景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、各地方公共団体が文化財保護に関する事務をより一層充実させるために必要かつ効果的と考える場合は、4つの要請に対応できるよう各地方公共団体において環境を整備しつつ、条例により、首長部局において文化財保護に関する事務を執行・管理することを可能とする仕組みとすべきと考えられる。

事務を首長部局に移管することとする場合には、4つの要請に対応するための環境の整備として、現在は任意で地方公共団体に設置できることとされている地方文化財保護審議会に関して、必ず置くものとするを制度上も明確にする必要がある。

⁶ 平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げており、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。

また、地方文化財保護審議会は文化財保護法第190条において、諮問に応じるだけでなく、建議（将来の行為に関し自発的に意見を申し出ること）の権限を有することが規定されているが、地方公共団体によって運用にばらつきがあるといった指摘もあることを踏まえ、地方文化財保護審議会が、当該地方公共団体における文化財行政の進捗について適切に報告を受けながら、必要な場面で効果的に機能するよう運用を強化することが必要である。

加えて、文化財担当部局への専門的な知見を持つ職員の配置の促進や、配置された職員の専門性向上のための研修等の充実、コンプライアンスの徹底、文化財行政に係る透明性の向上、学校教育・社会教育担当部局との日頃からの緊密な連携・協力関係の構築等に総合的に取り組むことにより、4つの要請に適切に対応することが必要である。

V. その他推進すべき施策

(1) 博物館等の役割強化

博物館等には、過疎化や生活様式の変化等に伴う文化財散逸の危機を救済したり、地域の文化財のデータバンクとなったり、地域おこしに協力したりといった社会的な意義・機能がある。また、学芸員等が在籍し、史料の取扱いなどにも知見を有しており、未指定を含めた文化財を新たに価値づけ、そのすばらしさを共有するには、地域の博物館等の果たす役割が重要である。

博物館等の役割強化のためには、県立美術館・博物館や都道府県教育委員会等に、文化財保存・修理・活用に係る専門職員を配置し、都道府県内の市町村や、様々な施設等からの相談に対応することが必要である。また、文化財の保存と活用が両立するよう専門的な観点から相談、助言を行いながら、地域の特色を生かした地域振興、観光振興策と連携することも必要である。そのためにも学芸員等の専門性を向上させることが重要であり、国、都道府県レベル、博物館等関係団体など、各段階で実施されている研修の推進を図る必要がある。

あわせて、地方公共団体において、地域住民や来訪者が当該地域の文化財への理解を深めるためにも、博物館等の常設展示やガイダンス施設の充実や学芸員等の配置充実が必要である。

(2) 国際交流や訪日外国人旅行者、障害者への対応

国際交流においても文化財は重要な役割を示す。日本の歴史や伝統について知識のない訪日外国人旅行者等にも文化財の魅力を理解してもらえるよう、外国人の視点からの文化財のわかりやすい解説の整備や、一人一人の興味関心等に合わせきめ細かく対応できる通訳案内士と文化財担当職員・学芸員等の連携などが重要である。

また、障害者差別解消法の制定に伴い、障害者が文化財にアクセスする上での「障害」を無くして行くための方策の検討も重要である。

(3)文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携

5 文化財の持つ潜在的な力を一層引き出し、多くの人の参画を得ながら社会全体で文化財を支えていくためにも、文化財の魅力の発信強化が必要である。

10 史跡における復元建物は、史跡の本質的な価値を構成するものではないが、その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものである。例えば史跡に存在するRC造天守の強度の問題や、天守復元の動向など、地方公共団体の実態を含め全国的な動向を把握した上で、復元建物の在り方について積極的に調査検討することが必要である。

15 美術工芸品は、経年劣化等により適切な保存や取扱い及び移動が困難である場合に、実物に代わり公開・活用を図るため、実物と同じ工程により、現状を忠実に再現した模写模造品が製作されている。また、調査研究の成果に基づき、製作当初の姿を復元的に模写模造することも行われている。これらの事業はいずれも、指定文化財の保存とともに、伝統技術の継承や文化財への理解を深めることを目的として実施されている。

20 加えて、文化財の高精細なレプリカ等は、保存状況が良好でなく鑑賞機会の設定が困難な場合や、永続的な保存のため元あった場所からの移動が必要な場合などに活用することで、脆弱な文化財の活用を補完するものである。

25 これらの取組は、文化財の活用だけではなく、保存や普及啓発等にも効果があるため、本物の文化財の保存・活用と並行して、伝統的な技法・描法・材料等と最新技術等を生かし、文化財のデジタルアーカイブ、模写模造、高精細レプリカ、バーチャルリアリティ等を活用できるような取組が必要である。今後、企業や大学等とも連携し、先駆的事例の調査、先進的作品を用いた実証、今後の活用の方向性や全国的美術館・博物館への効果的な取組の普及等を図ることが考えられる。

30 また、文化財の保存・活用の担い手として多くの人を巻き込むためにも、文化財の専門的知識がない人も含めて、文化財の魅力や文化財に関する調査研究の成果等をわかりやすく伝え、歴史・文化の奥深さを感じてもらえるような取組が必要である。例えば、学校教育の教材や社会福祉施設におけるレクリエーション等における文化財の活用なども考えられる。このため、文化財の魅力をわかりやすく発信し、文化財と社会をつなぐことのできる人材の育成が必要である。

VI. 中長期的観点から検討すべき課題

今回の検討では、これからの文化財の保存・活用に係る具体的施策や制度改正を主なテーマとしたが、これ以外にも多くの重要な課題があり、引き続き検討を進める必要がある。その中でも、特に以下の事項については、今回の第一次答申の後、

- 5 速やかに検討に着手することが望まれる。
- ・文化財を守る技術者・技能者や原材料の確保などに係る現行制度の見直しと今後着手すべき施策の検討
 - ・文化財修理に関して、職人等の資質を担保する仕組みなど修理事業の質の維持向上と人材育成に資する施策の検討
- 10
- ・文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のための施策の見直しや、研修機関の在り方の検討
 - ・文化財保護法第45条・128条の環境保全の規定の適用など文化財の周辺環境を含めて一体的に保全する仕組みの検討
 - ・近代の文化財の保存と活用の在り方の検討
- 15
- ・大規模災害発生時の文化財のレスキュー活動や災害遺構等の在り方について 等

個別の文化財の保存活用計画について(イメージ)

※詳細は今後変更の可能性あり

- 5 **【重要文化財（建造物）】**
1. 作成主体
 - ・所有者・管理団体が作成
 2. 計画期間
 - ・概ね10年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定
 - 10 **3. 計画記載事項**
 - ・文化財の基本情報等
 - ・文化財の保存活用の状況
 - ・保存管理の方針・計画（保護方針，管理・修理計画など）
 - ・環境保全の方針・計画
 - 15 - ・防災の方針・計画
 - ・活用の方針・計画
 - ・文化財保護に係る諸手続き
 - 4. 認定計画に基づく取組に関する法制上の措置（本文P.18 関係）
 - ・計画において記載された現状変更等の行為について，国が内容を確認して計画を認定した場合，当該行為の許可手続きについては，別個に許可申請を要するものとせず届出に代える
 - ・所有者による修理について国庫補助事業等を除き，個別に事前の届出を求めているが，その内容は保存活用計画上も記載されることが考えられるため，手続き上の整理を改めて検討
 - 25
- 【重要文化財（美術工芸品）】**
1. 作成主体
 - ・所有者・管理団体が作成
 - 30 **2. 計画期間**
 - ・概ね5年程度を想定して，個別の文化財ごとに設定
 - 3. 計画記載事項**
 - ・文化財の基本情報
 - ・保存環境（施設及び設備環境）
 - 35 - ・日常管理の状況（防災・防犯対策）

- ・修理の履歴・計画及び留意事項
- ・活用の履歴・計画及び留意事項
- ・文化財保護に係る諸手続き

4. 認定計画に基づく取組に関する法制上の措置（本文 P. 18 関係）

- 5
- ・計画において記載された現状変更等の行為について、国が内容を確認して計画を認定した場合、当該行為の許可手続きについては、別個に許可申請を要するものとせず届出に代える
 - ・所有者による修理について国庫補助事業等を除き、個別に事前の届出を求めているが、その内容は保存活用計画上も記載されることが考えられるため、手続き上の整理を改めて検討する
- 10

【史跡名勝天然記念物】

1. 作成主体

- 15
- ・所有者，管理団体が作成
- ※所有者がない若しくは地域の定めのない国指定等文化財（野生動物等）は計画を作成しないことも許容

2. 計画期間の考え方

- ・概ね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定

3. 計画記載事項

- 20
- ・文化財の基本情報
 - ・保存管理活用の状況
 - ・保存管理活用の基本方針
 - ・整備方針
- 25
- ・文化財保護に係る諸手続き
 - ・史跡，名勝又は天然記念物の運営の体制

4. 認定計画に基づく取組に関する法制上の措置（本文 P. 18 関係）

- ・史跡名勝天然記念物については、現状変更等の行為及びその適用区域が計画上で特定され、国が内容を確認して計画を認定した場合は、当該行為が行われる際に改めて文化庁へ許可申請するのではなく、都道府県又は市町村が許可することができることとする（この際、計画認定に権限移譲が関係することとなるため、計画作成主体が地方公共団体でない場合、事前に意見を聴取する手順を入れることが必要）
 - ・天然記念物については、上記に加え、動物の一時捕獲や、植物・地質鉱物の採取などが現状変更に当たるが、当該行為を行う区域、実施主体、期間及び頻度
- 30
- 35

が計画上で特定され、国が内容を確認して計画を認定した場合、別個に許可申請を要するものとせず届出に代える

5 **【重要無形文化財（芸能）】**

1. 作成主体

- ・各認定保持者，総合認定の保持者の団体が作成

2. 計画期間

- ・概ね5年程度を想定して，個別の文化財ごとに設定

10 3. 計画記載事項

- ・文化財の基本情報等
- ・活動の実績
- ・斯界の現状
- ・保存継承の計画（伝承者養成，研修発表会，資料の収集整理，原材料・用具の確保，普及教育活動，その他）

15

【重要無形文化財（工芸技術）】

1. 作成主体

- 20
- ・各認定保持者又は保持団体・地方公共団体（都道府県，市町村）が作成

2. 計画期間

- ・5年以上を想定して，個別の文化財ごとに設定

3. 計画記載事項

- 25
- ・文化財の基本情報等
 - ・活動の実績
 - ・伝承の状況
 - ・保存継承の計画（伝承者養成，研修成果発表，資料の収集整理，原材料・用具の確保，普及教育活動，その他）

30

【重要有形民俗文化財】

1. 作成主体

- 35
- ・所有者・管理団体が作成主体だが地方公共団体（都道府県・市町村）の主体的関与も必要

2. 計画期間

- ・概ね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定

3. 計画記載事項

- ・文化財の基本情報等
- ・所有者の現状
- ・保存の状況
- ・保存活用の計画（修理・修復，保存環境の整備・維持，展示・公開・貸出，代替化（複製品の作成），防災・防犯，教育活用，普及・啓発・発信（伝承教室，講座の開催等），移管・所有者変更，地域活性化等に供する利活用，その他）

【重要無形民俗文化財】

1. 作成主体

- ・保護団体並びに地方公共団体（都道府県・市町村）が作成

2. 計画期間

- ・概ね5年程度を想定して、個別の文化財ごとに設定

3. 計画記載事項

- ・文化財の基本情報
- ・保護団体の状況
- ・伝承の状況
- ・保存継承の計画（人材確保・養成，用具等の修理・新調・代替化，舞台等施設の維持・修理，防災・防犯・警備，現地公開，現地公開以外の公開機会の確保，普及・啓発・発信，地域支援・法人化整備等の仕組みづくり，教育活用，再調査・再記録，地域活性化等に供する利活用，その他）

文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について

5

平成 29 年 5 月 19 日
文化審議会文化財分科会決定

1. 設置の趣旨

10 文化審議会文化財分科会運営規則第2条第2項の規定に基づき、文化財分科会に文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項に関して調査を行う企画調査会を設置する。

15 2. 調査事項

- (1) これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策
- (2) 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財行政の新たな展開
- (3) 文化財を確実に継承するための環境整備
- (4) その他

20

3. 企画調査会の構成

分科会長及び分科会長が指名する文化財分科会委員及び専門委員により構成する。

25

文化財分科会企画調査会委員

(50音順・敬称略)

- ・アレックス・カー 東洋文化研究者
チイオリ有限会社代表取締役
- ・岩崎 奈緒子 京都大学総合博物館長
- ・亀井 伸雄 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所長
- ・鬼頭 秀明 中京大学非常勤講師
- ・金野 幸雄 一般社団法人ノオト代表理事
- ・齊藤 裕嗣 國學院大學大学院兼任講師
- ・高橋 俊宏 雑誌『Discover Japan』編集長
- ・田辺 昌子 千葉市美術館副館長兼学芸課長
- ・中川 理 京都工芸繊維大学教授
- ・西村 幸夫 東京大学大学院教授
日本イコモス国内委員会委員長
- ・原 眞麻子 東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理
- ・原田 一敏 ふくやま美術館長
- ・半田 昌之 日本博物館協会専務理事
- ・藤井 恵介 東京大学大学院教授
建築史学会会長
- ・藤田 伊織 一般社団法人公共建築協会業務執行理事,副会長兼専務理事
- 矢ヶ崎 紀子 東洋大学准教授
日本貨物鉄道株式会社取締役
東武鉄道株式会社取締役
- ◎山本 健慈 国立大学協会専務理事
元和歌山大学学長
- ・湯浅 真奈美 ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長
- オブザーバー
- ・村上 裕道 文化庁地域文化創生本部研究官
兵庫県教育委員会参与

(◎は会長，○は会長代理)

文化審議会文化財分科企画調査会における
これまでの審議の経緯

○企画調査会の設置：平成29年5月19日（金）

○第1回

日 時：平成29年6月1日（木）13:00～15:00

場 所：中央合同庁舎4号館1208特別会議室

議 題：(1)調査会長の選任等

(2)これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の在り方について

(3)これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループの設置について

(4)その他

○第2回

日 時：平成29年6月21日（水）10:00～12:00

場 所：東海大学校友会館朝日の間

議 題：(1)文化財所有者等からのヒアリング

（全国国宝重要文化財所有者連盟，全国重文民家の集い，全国史跡整備市町村協議会）

(2)意見交換

○第3回

日 時：平成29年6月30日（金）14:00～16:00

場 所：中央合同庁舎7号館西館13階第1特別会議室

議 題：(1)地方公共団体・民間事業者等からのヒアリング

（全国伝統的建造物群保存地区協議会，尾道市，飛島建設株式会社，小西美術工藝社）

(2)意見交換

○第4回

日 時：平成29年7月10日（月）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎7号館東館3階1特別会議室

議 題：(1)文化財の一体的活用と地域振興について

(2)意見交換

○第5回

日 時:平成29年7月25日(火)14:00～16:00

場 所:中央合同庁舎7号館東館3階2特別会議室

議 題:(1)これからの国宝・重要文化財(美術工芸品)等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループの論点整理骨子(案)について
(2)これまでの議論を踏まえた制度見直しの方向性について

○第6回

日 時:平成29年8月2日(水)14:00～16:00

場 所:中央合同庁舎7号館西館12階第2特別会議室

議 題:(1)これまでの議論を踏まえた制度見直しの方向性について
(2)その他

○第7回

日 時:平成29年8月23日(水)14:00～16:00

場 所:中央合同庁舎7号館西館12階第2特別会議室

議 題:(1)中間まとめ(案)について
(2)その他

○中間まとめの公表:平成29年8月31日(金)

○第8回

日 時:平成29年9月14日(木)13:00～15:30

場 所:中央合同庁舎7号館東館3階2特別会議室

議 題:(1)文化芸術推進基本計画について
(2)地方公共団体のヒアリング(中間まとめへの意見)
(太宰府市, 萩市, 鳥取県)
(3)その他

○第9回

日 時:平成29年9月21日(木)10:00～12:30

場 所:中央合同庁舎7号館東館3階1特別会議室

議 題:(1)関係団体のヒアリング(中間まとめへの意見)
(日本イコモス国内委員会, 日本建築士会連合会)
(2)文化芸術推進基本計画について
(3)その他

○第10回

日 時:平成29年10月3日(火)15:00～17:30

場 所:中央合同庁舎7号館東館3階1特別会議室

議 題:(1)中間まとめの詳細な検討

- ・地域における文化財の総合的な保存及び活用に関する基本計画
- ・地方公共団体における文化財保護事務の所管

(2)その他

○第11回

日 時:平成29年10月10日(火)10:00～12:30

場 所:中央合同庁舎7号館東館3階1特別会議室

議 題:(1)中間まとめへの意見

(2)中間まとめの詳細な検討

- ・地方公共団体における文化財保護事務の所管
- ・民とのパートナーシップ

(3)その他

○第12回

日 時:平成29年10月24日(火)15:00～17:30

場 所:中央合同庁舎7号館東館3階1特別会議室

議 題:(1)中間まとめの詳細な検討

- ・中央教育審議会における文化財保護の所管に係る議論について
- ・基本計画策定時の都道府県の役割
- ・個々の文化財の保存活用計画

(2)その他

文化審議会文化財分科会企画調査会とりまとめ（案）

これからの文化財の保存と活用の在り方について（第一次答申(案)）

検討の背景及び文化財の保存と活用に関する基本的な考え方

- 我が国においては、文化財保護法により有形・無形の文化財について体系的な施策が講じられ、所有者等の尽力により文化財保護の成果があげられてきた
- 一方で社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により豊かな伝統や文化が消滅の危機。これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取組の充実や文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが急務



今後、多くの人々が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索することが必要

これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

(地域における文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定等)

- 個々の文化財の指定等の現行制度の一層の推進に加え、地方公共団体が、未指定も含めた域内の文化財を把握し、地域で協力して総合的にその保存・活用に取り組む制度が必要
- 都道府県が策定する大綱的な方針・計画等
 - 国が示す指針等を踏まえて都道府県は域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画（以下、「大綱（仮称）」という。）が策定できる
 - ・大綱記載事項
 - 都道府県としての取組の方針や、保存・活用のための措置、災害発生時の対応、域内市町村への計画策定への支援方針等を記載
 - ・都道府県の役割
 - 都道府県は市町村の計画策定の助言や広域連携のほか、未策定の市町村における文化財の保存・活用に係る取組に対し、積極的な役割を果たす
- 市町村が策定する地域計画
 - 国が示す指針等に基づき、都道府県が大綱を作成している場合には大綱を踏まえつつ、市町村は単独で又は他の市町村と共同し、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画（以下、「市町村地域計画（仮称）」という。）を策定できる
 - ・計画記載事項
 - 地域の文化財の総合的な把握のうえで、文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財の保存・活用のために必要な措置等を記載
 - ・策定手続き
 - 計画の策定・変更や計画実施に係る連絡調整のため、市町村は都道府県をはじめ関係者で構成される協議会を組織。協議会は当該市町村の関係部局、都道府県、文化財所有者、住民、NPO等の民間団体、商工会、観光関係団体、学識経験者等で構成
 - 地方文化財保護審議会への意見聴取を必須とし、必要な場合は文化財の所有者等とも調整。地域住民の声も適切に反映
 - ・国による認定等
 - 市町村は都道府県を経由して国に、市町村地域計画(仮称)の認定を申請でき、国が一定の要件を満たす計画を認定。認定された場合の制度上の効果として、計画認定された市町村の国に対する文化財の登録の提案、必要な事務体制のある一般市・町村への手挙げ式の権限移譲の2点につき措置
 - ・民間の推進主体となる団体
 - 市町村が、市町村地域計画(仮称)の趣旨に沿って活動する団体を指定できる

2. 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充

- 文化財ごとに保存・活用の考え方や保存・活用のために必要な事項等を明確にし、所有者等の文化財の維持管理活用等の自主性・的確性向上が必要。このため現在も国指定重要文化財建造物等で作成を推奨している、**個々の文化財の「保存活用計画」を法制上に位置付け**
 - ・計画に定めるべき共通的な事項:文化財の現状(所在地・所有者・保存状況等)、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針、保護継承の方針等(詳細は文化財類型の特性を踏まえ整理)
 - ・国の認定等:計画の内容を国が確認し、認定するとともに、認定計画の中に記載された保存・活用の具体的な行為については、計画認定後に要する諸手続きを弾力化
- 文化財は日常的な管理の負担が大きく、所有者だけでは十分な管理や公開など活用が難しい場合もあり、**現行の管理責任者制度について、使いやすく実効性のある仕組みとすることが必要。**
 - ・管理責任者について、管理の責任のみならず文化財の保存及び活用全体として所有者を支援できることとし所有者に対し保存活用計画の作成・変更を提案できる機能を付与。
- 国宝・重要文化財(美術工芸品)の公開ルールについてきめ細かな取扱い**とするため、材質に応じた公開日数の上限の延長等を検討
- 文化財の積極的な公開・活用に資するよう、活用に当たり必要不可欠な**文化財の取扱いや保存修復の知識・技能**に関して文化財所有者・管理団体、美術館・博物館等の**関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センター的機能の整備**を検討

地方文化財行政の推進力強化

(地方公共団体の文化財に係る体制の充実)

- 文化財担当職員等の人材確保や資質向上**及び「文化財保護指導委員」の配置を都道府県だけでなく市町村にも拡大すること等が必要

(地方文化財保護行政の所管)

- 地方における文化財保護の所管は教育委員会となっているが**地方の判断で所管を選択できる仕組みを要望する声**があがっている。文化行政全体としての一体性や景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、文化財保護に関する事務を一層充実させるために必要かつ効果的な場合は、平成25年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告で示された**4つの要請(「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」)**に対応できるよう環境を整備した上で、条例により、**首長の下での事務の執行・管理も可能とすべき。**
- 4つの要請へ対応するための環境整備として、移管する場合は**必ず地方文化財保護審議会を設置することを制度上明確化**。また、同審議会の機能強化も必要。加えて、専門的職員の配置促進や学校教育・社会教育との連携等により4つの要請に適切に対応することが必要。

<その他推進すべき施策>

- ・博物館等の役割強化、国際交流や訪日外国人旅行者、障害者への対応、文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携(復元建物の在り方についての積極的な調査検討、文化財アーカイブや模写模造、高精細レプリカ、VR等に係る効果的な取組の普及等)

<中長期的観点から検討すべき課題>

現在検討している第一次答申の後、速やかに検討に着手すべき事項

- ・文化財を守る技術・技能やそれを担う職人・原材料の確保、修理事業の質の維持向上と人材育成、文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のための施策 等